

降雪に伴う労働災害の防止対策について(要請)

今冬の天候は、鳥取県内各地に異常な大雪をもたらし、それによる災害も数多く発生しているところです。

昨年12月31日には、日野郡江府町のスキー場にて、雪崩により4名が巻き込まれ亡くなるという災害が発生したところですが、今後も雪崩による災害等大規模な災害が発生するおそれも十分考えられるところです。

また、降雪に伴い、事業場等の建物周辺における除雪作業も必要となりますが、除雪作業中の屋根からの墜落・転落や落雪などによる災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、これらによる労働災害を防止するため、県内の事業場の事業者・労働者の皆様方におかれましては、下記事項に留意の上、安全管理のなご一層の徹底を図るようお願いいたします。

なお、本件につきまして、1月4日付けで、鳥取労働局長より県内の商工会関係団体及び労働災害防止関係団体等に対し、要請を行っております。

1. 雪崩の発生のおそれがある地域の事業場（スキー場、旅館・ホテル、建設工事等）における雪崩による労働災害の防止対策について

- (1) 気象情報や積雪の状況等に十分注意し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立ち入りを禁止すること。
- (2) 雪崩の発生に対する監視・連絡体制、避難方法等についてあらかじめ定めておくこと。

2. 事業場等の建物の屋根の除雪作業における労働災害の防止対策について

- (1) 気象条件に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- (2) 軒先から落雪のおそれのある場合には、ロープ等で囲うなど立入禁止措置を講じること。
- (3) 作業の合図を徹底し、上下の同時並行作業は行わないこと。
- (4) 昇降用はしごは十分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定すること。
- (5) 親綱等を設け、安全帯を使用し、万一の墜落・転落を防止すること。
- (6) 保護帽を着用すること。

3. 上記2を除く屋外での除雪作業における労働災害の防止対策について

- (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
- (2) 除雪機械へのはさまれ災害を防止するため、除雪機械の前方に他の労働者を立ち入ら

せないこと。また、除雪中に視界が悪いときには作業を行わないこと。

- (3) 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装又は旗を持たせること。
- (4) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認等を徹底すること。
- (5) 作業通路には、路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。
- (6) 屋外の及び屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
- (7) 滑りにくい履き物の着用を徹底すること。
- (8) 転倒のおそれのある場合では、服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。